

名寄市開業医誘致制度のご案内

名寄市内に新たに診療所を開設する開業医（医師又は医療法人）に対し診療所開設に要する経費の一部を助成します。名寄市の開業医不足改善にぜひご協力をお願いします！

I. 対象となる方（下記の①～③の全てに該当すること）

- ①市内に居住し、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
- ②診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
- ③市長が認める診療科（内科）の診療が可能な方



II. 助成金の種類

区分	助成の対象	助成率・期間等	限度額
土地及び建物等 取得費助成金	土地、建物及び医療機器等の取得に対する助成 （中古建物を取得した際の改修工事を含む）	取得価格の 50/100	一括取得する場合 5,000万円 いずれかを取得する場合 ・土地 500万円 ・建物 3,500万円 ・医療機器等 1,000万円
	市内業者による施工加算 （中古建物を取得した際の改修工事を含む）	取得価格の 5/100	350万円
土地及び建物等 賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借に対する助成	年額賃借料の 50/100 開設した翌月から 5年間	一括賃借する場合 600万円/年額 いずれかを賃借する場合（年額） ・土地 60万円 ・建物 420万円 ・医療機器等 120万円
人材確保対策 助成金	診療所の開設にあたり、新たに雇用された者の人数に応じ開業医へ助成 （※要件については注1参照）	開設の日から2年を経過する日までの間で、1年以上常時雇用されている者 ※日々雇用契約が締結されている雇用者は除く	同一人につき1回限り 50万円

注1 新たに雇用された者の要件

- ①厚生労働大臣又は都道府県知事から免許証の交付を受け、診療所において医療に従事する者のうち、医師、看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、及び栄養士、その他医療に従事する者として市長が認めたる者
- ②時間給による雇用の場合は1日の雇用時間が4時間以上の雇用契約を締結している者

○制度に関するご相談・お問い合わせはこちらまで！！



名寄市健康福祉部 保健センター

TEL 01654-2-1486 FAX 01654-2-7267

〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目

E-mail : ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp

名寄市 開業医

検索